

広聴特別委員会記録

平成30年8月31日

【開催日】 平成30年8月31日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後2時50分

【出席委員】

委員長	長谷川 知司	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	奥 良秀
委員	杉本 保喜	委員	高松 秀樹
委員	中岡 英二	委員	中村 博行
委員	藤岡 修美	委員	松尾 数則
委員	吉永 美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	主査兼庶務調査係長	島津 克則
------	------	-----------	-------

【付議事項】

- 1 市議会モニターの意見について
- 2 その他

午後2時 開会

長谷川知司委員長 ただいまから広聴特別委員会を開催いたします。お疲れですが、頑張っていきたいと思います。今日の付議事項、最初に市議会モニターの意見についてからです。お手元の資料にありますように、モニターからの意見というのがあります。これについてまず話していかないといけないと思います。1市議会広聴委員会と議会モニターとの委嘱状交付及び意見交換会というのがあります。これについては広聴委員会で

対応しないといけないと思います。それから2議会広報紙、The市議会第50号、51号についてというのがあります。これは広報で対応していただくということだと思います。それから、モニターとしての意見ということで過去の検証というのがあります。それとナンバー4としまして、市議会モニターからの意見があります。このナンバー4については産業建設委員会で対応していただければと思います。最初にナンバー1からいきましょう。議会広聴特別委員会と議会モニターとの委嘱状交付及び意見交換会についてということで、ちょっと私が読み上げますね。「委嘱状交付は正規の議会活動だと言われたが、意見交換会も含めてなぜ公開になっていないのか尋ねたが、委員長はよく分からないと言われた。このような正規の会議の位置付けと取扱いは明確にすべきではありませんか」ということです。確かに委嘱状を交付するのがメインだという考えでおりまして、その後、意見交換会ということになりましたが、公開にはしていませんでした。それについて皆様方から意見があれば。

中村博行委員 そのときに、「委員長はよく分からない」という書き方をされていますが、答弁をされたと思うんですね。「モニターさんの個人情報等が了解をしていない状況で公開は」ということを言われたと思うんです。そのときの認識としては、私はそれでよかったのではないかなと思うんですけれども、改めてそういう指摘があれば、公開でもよかったのかなという気がします。

長谷川知司委員長 ほかにございませんか。今後、市議会モニターとの意見交換会等ありましたら、内容によりますが、皆様方で公開するかどうかを開く前に話をしていきたいと思っています。

高松秀樹委員 公開規定が議会基本条例に位置付けてあります。これは公開規定に入らないと思っていますので、その場の雰囲気公開するとかしないではなくて、条例とか申し合わせに基づいて、運用すべきではないかと思っています。ここに書いてある、「委嘱状交付は正規の議会活動だと言われたが」という正規という意味はどうか。正規だから公開だってことじゃないですよ。これはちょっと違う話なので、ここは一定の議論をして、結論を出したほうがいいのかないかなという気がします。

長谷川知司委員長 高松委員の言われた一定の議論というのは正規の会議の位置付けかどうかということですか。

高松秀樹委員 議会基本条例の条文が今、手元にないんですが、ちょっとそれを事務局に見ていただいて、公開のところがどうなっているのか。たしか委員会等という書き方をしたと思うんです。「等」の中にこれが入るためにあと何をクリアしたら入るのかとか、理屈というとおかしいですが、しっかりしておかないと、次に同じようなことを言われるのかなと思います。

中村議会事務局長 確認の意味で読ませていただきます。議会基本条例の5条です。会議の公開ということで、「議会は本会議のほか、委員会等を原則公開とします」というのが今の議会基本条例です。

長谷川知司委員長 「等」に入るかどうかということをごきちんとしておかないといけないということですね。難しいですね、等の位置付けというのは。何か御存じの方はいらっしゃいますか。

高松秀樹委員 その「等」は、当時全員協議会が非公開だったんです。全員協議会の位置付けをどうするのかというところで、今は全員協議会を協議の場としたので、公開になっているんですが、委員会等といったら何なのかということが、委員長が言われるように重要で、ここに書いてある委嘱状交付は正規の議会活動だ、だから公開せよという話なんです、例えば、視察に行くのも全部正規の議会活動なんです。だから、イコールじゃないということがまず大前提であって、その上でどういうふうな結論出していくのか。僕は別に公開してもいいと思うんですけど、そこをなし崩し的に何でも公開だということになると、今後もおかしくなっていくだろうという気がします。

長谷川知司委員長 今後この「等」についてきちんとしておくべきだということでもありますし、どこまで公開するかということは大きな問題だと思いますので、これについては今日、結論は出ないと思いますが、次回また話すということよろしいですか。これについては次回、話をすることにします。2番「委嘱状交付の前に開かれた広聴委員会協議会に関して、私はなぜ委員会協議会なのか聞きましたが、委員長は、議会モニターの人事に関わることだからと答弁されました。委員会協議会に関する位置付けや役割は明確なのでしょうか。時として、傍聴する議員でさえも排除され、委員会内の議員だけの自由討論のような形が取られていますが、正規の会議と言えません。人事に関することで非公開で議論をしなければならないのであれば、そうだとすると非公開は疑問ですが、秘密会の

手続をとるべきではありませんか」。これについて何か意見があれば。

高松秀樹委員 委員会協議会は便覧の中にどういう書き方されていますか、協議会について、事務局。

中村議会事務局長 特段明記したものはないというふうに私は理解していますが、ちょっと私の理解が間違っていたら御指摘ください。

高松秀樹委員 少なくとも議会基本条例に記載はないと思います。ということは委員会協議会に関する位置付けは最初からないんです。役割もないんです。2行後の「正規の会議と言えません」、つまり最初から正規の会議ではないんです。1行前の「傍聴する議員さえ排除され」と書いていますが、協議会だから、基本的に傍聴する議員が排除されることはないんです。つまり、そういうことなんです。委員会協議会を開催する委員長によっては、傍聴議員も退出していただきたいということもあるんですが、これに全く強制力もないということが議会の常識だと私は捉えています。

長谷川知司委員長 今、高松委員が言われましたように、委員会協議会は正規の会議ではないということですので、公開する必要はない。ただ、その何もかも全て委員会協議会にすること自体はおかしいと思うんですが、協議会であれば、公開ということには当たらないという理解でいきたいと思います。ただ、協議会にするかしないかは、できるだけ委員会でやるべきだとは思いますが、今回は、私の判断で人事に関するということと協議会の形で話をさせていただきました。今後について、これは慎重に取り扱うべきであると私も認識いたしますので、皆様方もそれぞれ協議して、これはおかしいということであれば、そのとき、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

吉永美子委員 そのときのことを思い出しながら今聞いていたんですけど、やはり協議会にしたときの大きな理由というのは、市議会モニターのことについて設置要綱等、この広聴委員会できちんと議論することもなく、議運から渡されたというところに大きな原因があると私は思っていますので、今回協議会にしたのはやむを得なかったし、今回は普通とはちょっと違ったということは致し方ないところがあつたと理解しています。

長谷川知司委員長 ほかにはございませぬか。では次に3番にいきたいと思います。「意見交換会と言われたのにほとんどの議員からは何の意見も質問

も出されず、委員長からはよく分からないとの発言がされました。突飛な質問というより、基本的な問題での質問が多かったのに、低調な意見交換会になってしまったのはなぜでしょうか」。

吉永美子委員 低調と言っていいのか分かりませんが、今回この市議会モニターと委嘱状交付並びに意見交換会というのは初めてのことでしたし、やはりどのようにしていくかというところでは、やはり回数がまだなかったというところもあったと思いますし、先ほど申し上げたところで、やはり最初の立ち上がりからずれていたところが大きく影響したと思っていますので、今回については低調というよりは活発ではなかったということをお願いします。

中村博行委員 委員からすれば、顔合わせというような程度でしか認識がなかったような気がします。ちょっと深まった意見というのは、少し控えたのではないかと思います。

長谷川知司委員長 最初ですから皆さんが顔合わせという意図があったと思うんですね。その中で、特別な意見があればお聞きするということがあったんですが、それについては確かに活発ではなかったと思います。これは、これについて何かほかに意見はありますか。「なし」と呼ぶ者あり)では2番、議会広報紙については、先ほど言いましたように広報にお任せしたいということです。それから The 市議会 5 1 号についても広報委員会にお任せしたいと思います。それから、ナンバー3の4ページですが、モニターとしての意見、過去の検証ですが、これについて話していきたいと思います。「モニターとしての意見、過去の検証、1、昨年意見として出た担当部課に聞けば済む話をなぜ一般質問で聞くのかについての回答は、一般質問は、執行機関を監視し、適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き、質問できるように努めてまいりますとあったが、その後の取組と成果について具体的な説明を求める」。事務局に確認します。これはまだ回答されてないということですね。

島津議会事務局主査 はい。ナンバー3については、先日出たばかりの意見ですから、議会運営委員会から回答はないと思います。

長谷川知司委員長 この1については、議会運営委員会へお願いしたいと思いますが、よろしいですかね。「はい」と呼ぶ者あり)では2番。「昨年意

見として出た議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は、今後の議論の参考にさせていただきますとあったが、その後の議論又は取組はどのようなものがあったのか具体的な説明を求める」。

島津議会事務局主査 ナンバー 3 についての意見ですが、前半部分は昨年意見として出て、議会運営委員会から回答し、その後どのようなようになったかというような質問ということです。

長谷川知司委員長 議会運営委員会にお任せするということでもいいですね。3 も 4 も一緒ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）「政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項に違反と認定されたのか」とありますが、政治倫理委員会は解散したですね。こういう場合は、議会運営委員会でもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）5 も議会運営委員会、6 も議会運営委員会で、7 も議会運営委員会ということでお願いします。それで回答ですが、各委員会からは 10 月末までに回答をいただきたいと思っております。広聴でそれを受けて、再度確認をして、11 月末までに回答を正式に作成したいと考えています。そういうことで進めたいと思います。では次、議会モニターの意見ということで網掛けの部分があるやつです。平成 30 年 3 月 29 日のモニター会議に向けていただいた意見、この網掛けのところを読みますね。「1、12 月議会の議会報告会の実施見送りは残念。市議会広聴特別委員会で 12 月定例会の議会報告会は行わないと決められました。新人議員が多いとか、参加者が少ないことなどが理由であったようですが、報告会を重ねて、実施する中で改善を図るべきであって、一旦見送るという結果になったことを極めて残念に思っています。定例市議会のたびに 6 会場で実施される議会報告会は市政の重要な案件を市民に分かりやすく説明するだけでなく、市民の質問や様々な意見を直接聞く機会でもあり、議員の負担はあっても得るものが多いので、報告会は議会改革の一丁目一番地として頑張っていたいただきたいものです」。これは意見でいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）意見として扱います。

島津議会事務局主査 先ほどほかの委員会に振ったように、この網掛け部分についての回答を広聴委員会でするようにという議会運営委員会からの依頼でしたが、それに対してこれは意見だから、広聴では回答しないというような回答をお送りするという事でよろしいのでしょうか。

長谷川知司委員長 申し送りで議会運営委員会からは回答してくださいとあっ

たんですね。

島津議会事務局主査 この意見について広聴がどのように回答するのか、意見なのかということでしたので、それについて今のようにお答えしておいたらよいということでしょうか。

長谷川知司委員長 今読んだ中でも最後にありますように、一丁目一番地として頑張っていたきたいとありますので、そのことを議員が理解しておくということで、ほかに意見ございますか。

島津議会事務局主査 議会運営委員会から、そのような依頼があったので、ここに上げておりますが、それに対して、今のお話では、これは意見だから、意見として広聴として承っておくというふうな回答をこの方にはするということでしょうか。

長谷川知司委員長 委員の皆様でこのことについて特に意見、回答として言っておきたいというようなことがあれば、意見をお願いします。

松尾数則委員 1年前の話ね。

長谷川知司委員長 12月です。

松尾数則委員 それを受けて、今の広聴委員会を含めて、議会報告会は基本的に動いているわけですね。だから今の、広聴委員会の内容を見てくれということでしょうかと思います。

長谷川知司委員長 この12月の結果報告を行わないというのは、私が受けた中で感じたのは、あくまでも前向きに考えていくがために検討しようじゃないかということで、12月はやらなかったと理解しています。そういうことで、決して私たちが楽をしようとかということではなかったと思いますので、そういう理解を私はしていますが、もし違った理解の方がいらっしゃれば。

高松秀樹委員 委員長の言われるとおりなんで、そのことを文章にされたらいいのかなと思う。その文書をここに今から1から作るのは時間が掛かるので、たたき台を正副委員長で作っていただいて、僕は、趣旨はそのとおりでいいと思います。そして、この場に持って来られて、あと、皆さ

んこれでいいかという諮り方をしないと先に進まないと思っています。

長谷川知司委員長　やはり文書で返すべきだという意図ですね。文書で返す、返さないという問題よりも、皆さんの中での気持ちが楽をするためではないということの共通理解があれば、文章はきちんと作りますので、一応文書で返すということできたいと思います。では次の網掛け、モニター制度については次のような課題があると思いますという提案です。「一つはモニターの意見をホームページなどに掲載する場合に全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文書について提出者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。あわせて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたということには意味があります。市民として、モニターとして一生懸命考えた上で提出された意見です。丁寧な取り扱いをお願いしたい」ということですが、これはこのとおりに扱っていきたいと思いますが、何か意見ありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、今モニターさんから意見が出ております。この意見が出たということ、ホームページにアップするかどうかということです。要するに回答がないけど、意見が出たよということでアップしておいて、回答が出た時点で正式に再度アップするということによろしいでしょうか。あるいは回答と一緒にほうがいいよというのであれば、意見があれば。より丁寧な扱いとするために、意見が出たということで回答がなくても意見だけをアップしたいと思います。回答が出た時点で再度回答を含めアップするということを進めていきたいと思います。もし問題があればまたそのとき考えたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。

島津議会事務局主査　意見の段階で、ホームページにアップするということでしたが、先ほどの意見の網掛け部分、「モニターの意見をホームページ等に掲載する際には全文掲載が原則ではないか」という意見を、先ほどそのように取り扱うというふうにおっしゃっていましたが、ということはこちらにある「あわせて提出日等の記載」もそのままそのように取り扱うということによろしいですか。

長谷川知司委員長　日付の問題ですが、例えば、この9月議会までに出されたものということで支障があるかどうか、あるいは出された日付でいくのか。

高松秀樹委員 この委員会でこの話し合ったモニターの意見の提出の仕組みがあるじゃないですか。それを回答として出しておけばいいんじゃないですか。1年間に何回取りまとめてというやり方を決めたわけでしょう。それが全てじゃないですか。それを書くしかないんじゃないですか。提出というのは、提出された日を書いてもいいし、その締め日を書いてもいいし、そこだけ決めたらいいんじゃないですか。

長谷川知司委員長 それを締め日にするか。提出された日にするかということですが、この網掛けの部分を再度読めば、やはり意味があるというんですね、何月何日に提出されたかということに意味があるというので、何月何日に出されたということでもいいと思うんです。それを別に締め日にする必要はないと思いますが、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局主査 意見については回答がなくてもホームページに掲載するということでした。あと、この頂いた意見を今、広聴の委員の皆さんにはお知らせしておりますけども、全議員にお知らせするかどうかを諮っていただいたらと思います。

長谷川知司委員長 皆さん何か意見あります。全議員にお知らせすることはやぶさかではないと思います。やはり共通認識していただくこともいいかなと思います。何か意見があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）全議員にお知らせするということでいきたいと思います。次にいきます。これで一応議会モニターのほうは終わります。

高松秀樹委員 ナンバー4が気になるんですけど、産業建設にという話だったんですが、市議会モニターの目的は議会の運営に関することだと思うんですよ。これ、産業建設に送付されて、産業建設が困るんじゃないですか。果たして的確な委員会審査ができるのでしょうか。これ産業建設でやるんですか。だから、モニターの役割は議会の運営に関することじゃないんですか。モニターさんからの意見でしょ。いいことが書かれているんですけど、モニターさんの意見からは若干逸脱しているような気がしますということです。

長谷川知司委員長 要するに、委員会での運営についての意見だと。だからこれについては、担当委員会というよりも、議会運営委員会のほうで諮ったほうがいいんじゃないかということですか。

中村博行委員 最初これを見たときに、違和感を覚えたのは確かです。ただ、委員会としては、今日委員長報告もしましたように、これは8月31日、今日付けで来ていますね。今日、委員長報告でもしましたし、山田議員からの質問もあって、きちんと答弁して、委員会としては今後も真摯に調査するということを述べています。それを見られたらこういう文書は来ないのではないかなという気がします。それ見られた上でこれが来たということになれば、合点がいかない点があります。ですから、その取扱いとして、どこがどうなのかというような気がします。

長谷川知司委員長 これについては、1のところにありますように8月1日に開かれた産業建設委員会を録画で傍聴したということで書かれているという理解で、今日の本会議は見ていないという理解です。どうでしょうか、この問題については。

高松秀樹委員 これ事務局はどう思う。このモニターさんの意見は。

島津議会事務局主査 議会運営という点からいうと、6月4日の市民懇談会から2か月経過したような段階で委員会を開くのは的確な委員会審査なのかというところが議会運営に対する質問かと思います。

中村議会事務局長 先ほどから議会運営と言われてはいますが、モニターの役割、設置要綱の中には、議会の活動及び運営に関しですから、この方が言われたのはやはり主査が言いましたように、このようなテンポでどうなんでしょうか。こういった議会の活動がどうなのかという御質問だというふうに受け止めています。

長谷川知司委員長 産業建設は産業建設で様々な問題抱えておりますし、6月議会という議会を間に含んでいますので、ただ単純にこの2か月という間何もしてないというわけではないと思います。そういうことで、担当はどこにするかがちょっと私分かってないんですが、産業建設でいいのか。

高松秀樹委員 このようなテンポでという、そのテンポが遅いんじゃないかという話であれば、議運に持って来られても、産建のテンポが分からないので、この点だけを見ると産建に送られて、回答出されたらいいのかなという気はしますが、あくまでも産建の委員会でこんな話をするべきものじゃないんじゃないかなと思っていて、正副委員長が話されて、ま

たこっちに持って来られるのかなという気はしています。今のところテンポの問題だと、そういうふうに思います。

長谷川知司委員長 今、高松委員が言われたこっちにというのは、この広聴委員会にですか。

高松秀樹委員 一回ここで回答を取らないといけんよね。

島津議会事務局主査 各委員会から回答されたものを、皆様にお示しし、それから、モニターさんに回答するようになるのではないかと考えています。

松尾数則委員 この問題を議運に持っていくというのは、これからの広聴活動について非常に楽でいいなと思っているんですが、内容的にはやっぱりこれ産建の委員会でやってみるべきことではないかという気がするのはするけどね。

長谷川知司委員長 これについては産業建設委員会に担当していただき、その結果をもって、どうするかはまた広聴で話したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村博行委員 実は6月は定例会がありました。その間、執行部とこの内容について、執行部に18項目の指摘事項を投げ掛けていました。7月は議会報告会があったりしましたが、7月の間に、実は非公式といえども、協議会等を開いて、真摯に審査をしております。正式にそれを基に審査したのが8月1日ということで、その間というのは、執行部とのやり取りもありますし、正式な委員会という形ではないんですが、委員及び執行部を含めた中の、今後の対応についての協議もしています。そういったことを文章にして委員会に出したいと思っています。

長谷川知司委員長 今言われたことは、市民には見えないこともしているということきちんと伝えるということですね。モニターさんも見えないところがあるということです。1番を終わっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）2番のその他です。まず6月カフェで、各委員会の調査依頼がありました。それを確認させていただきます。「避難場所になっている公共施設の耐震化は大丈夫なのか」これは赤崎公民館でありました。それから、「エアコンの設置予定について」回答が是非欲しいというのがございました。それから、「ふるさと納税の年ごとの金額が知りたい」と有

帆公民館でありました。この三つについては総務文教常任委員会で、担当で調べていただきたいと思います。また、もう一つ、津布田会館ですが、「燃やせるごみの収集日が山陽地区と小野田地区で違いがある。小野田地区は原則的に定められた曜日に祝日などでも収集されているが、山陽地区は定められた収集日が祝日などであれば、ほかの日に収集されている。高齢者が大変苦慮しておられます。同じ方法で実施してほしい」という意見がありましたので、これは民生福祉常任委員会で担当していただきたいと思います。この四つだったと思います。担当委員会の宿題ということです。それから、このたびの議会カフェにおいて様々なルール作りができていませんでした。ですからこれについてルール作りをしないといけないということですが、部会でルール作りを行っていただきたいということで、その内容については企画部会にお任せしますので、そちらで部会を開いて、ルール作りを行っていただきたいと思います。また、現在、広聴委員会は企画部会とPR部会を設けております。固定的ではないと言っていますので、入れ替わりたいたいとかいうものがありましたら、委員長にお伝えください。これについては委員長の判断で、人数とかありますので、正副委員長協議の下、判断させていただきます。それから、9月の議会報告会ですが、これは10月の終わりに行いたいと思います。前回の委員会では、AB二つの班で同じように担当するという事で言っております。10月22日の週で行いたいと考えていますので、各委員会で、今から委員会審査があると思います。そのときに何をテーマにするかなどは委員会で早めに決めていただいて、原稿を作って対応できるように、委員長あるいは副委員長なりが対応をよろしくお願いいたします。ほかに皆様意見がありますか。今から議会始まりますけど、宿題みたいなことも申しましたが、よろしくお願いいたします。これで、広聴特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 5 0 分 散会

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

広聴特別委員会委員長 長谷川知司